

会 議 録

会議の名称	(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会 (第5回)
事務局	福祉保健部地域福祉課
開催日時	平成29年11月7日(火) 午後6時00分～午後9時00分
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室
出席者	出席委員 11人 委員長 根上 彰生委員 副委員長 金子 和夫委員 委員 佐藤 宮子委員 上原 和委員 山本美津子委員 諏訪間千晃委員 荒井 康善委員 大西 義雄委員 水津 由紀委員 深澤 義信委員 永並 和子委員 欠席 酒井 利高委員 事務局職員 福祉保健部長 佐久間育子 福祉会館等担当課長 前島 賢 地域福祉課地域福祉係主査 山口 晋平 庁内検討委員会委員 大澤子ども家庭部長 西田生涯学習部長 関地域福祉課長 藤井自立生活支援課長 高橋介護福祉課長 石原健康課長 鈴木高齢福祉担当課長 秋葉子ども家庭支援センター等担当課長 西村公民館長
傍聴の可否	○可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	15人
会議次第	1 開会 2 報告・連絡事項等 (1) 市議会特別委員会の開催状況等について (2) その他 3 議事 (1) 会議録の承認について (2) 建設基本計画(案)の作成について 4 その他 (1) 次回の開催日時について (2) その他
主な発言要旨	別紙のとおり
提出資料	※ 配布資料 (資料①) 建設基本計画(案) (資料②) 機能間の空間イメージ図 (資料③) 新しい時代の公民館の在り方について (小金井市公民館の中長期計画策定に当たって) (資料④) 市民説明会及びパブリックコメントの実施について ※ 委員要求等資料 (資料⑤) 意見・提案シート(諏訪間委員提出分) (資料⑥) 委員意見(酒井委員提出分) ※ 市議会等提出資料 (資料⑦) 庁舎建設予定地活用の検討状況 (資料⑧) 庁舎建設予定地内施設配置案 比較表

1. 開 会

○事務局 それでは、定刻を過ぎましたが、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元に配付いたしました資料の確認をお願いいたします。

全部で8種類配付してございまして、資料①、（仮称）小金井市新福社会館建設基本計画（案）、A4判でございます。資料②、A3判のとじ込みで3ページつづりの資料として機能間の空間イメージ図、資料③といたしまして、A4判の4ページつづりです。新しい時代の公民館の在り方について。資料④で市民説明会及びパブリックコメントの実施について、資料⑤、諏訪間委員提出の意見・提案シート、資料⑥、酒井委員提出の建設基本計画（11/7案）に関する意見、資料⑦としましてA3判とじ込み3ページの庁舎建設予定地活用の検討状況、カラー刷りでございます。最後になりますが、資料⑧、庁舎建設予定地内施設配置案比較表でございます。

資料の⑦と⑧は、昨日の庁舎及び福社会館建設等調査特別委員会におきまして庁舎の建設担当から提出された資料でございます。

以上、8点、資料の不足等ございませんでしょうか。

ないようですので、各種の説明は、次第の議事に沿いながら進めさせていただきたいと思います。

なお、お手元に本日配付いたしました資料のほか、前回、第4回の資料として配付いたしました建設計画（案）もご用意いただくと、資料の変更点が対比しやすいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、酒井委員につきましては、事前に欠席の連絡をいただいておりますので、資料⑥として意見をいただいておりますので、ご検討の際にはご確認いただければと思います。

それと、11月1日付で人事異動がございまして、公民館長が新たに就任されましたので、ご挨拶させていただきます。

○西村公民館長 公民館長の西村です。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、ただいまより第5回（仮称）小金井市新福社会館建設基本計画市民検討会を開会いたします。

委員長、よろしく願いいたします。

2. 報告・連絡事項等

○根上委員長 皆さん、こんばんは。

本日は、第5回目の市民検討委員会ということになります。

ただいま資料の紹介がありましたが、事前にお渡ししてあると思いますので、ご確認いただいているかと思っております。前回から短期間で修正していただきました。事務局の方、大変ご苦労さまでございました。

今日は、この資料の確認をして、パブリックコメントにかける案を最終的に確定したい

というような委員会でございます。

もとのスケジュールでは、今月中旬からパブリックコメント、そして、12月末に開催予定の第6回委員会で確認をして、案を市長へ送付するというようなスケジュールでございました。

ただ、前回の委員会でも少し間に合うかというような懸念も出たところで、多少スケジュールについても柔軟に対応する必要があるのではないかというようなことで、もう少し今後のスケジュールについての見通しをはっきりしないと、きょうの議論の進行にも関係すると思いますので、冒頭ではありますが、そのあたり少し事務局からご説明いただいて、今後のスケジュールを再度確認した上で審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○根上委員長 では、事務局、よろしくをお願いします。

○事務局 現在、ご検討いただいております建設計画(案)でございまして、平成30年度以降に予定をしております基本設計及び実施設計を行うための重要な根拠資料となるものでございまして、予定どおり平成30年度から基本設計に取りかかるためには、平成30年度当初から設計費用等の予算措置が必要でございまして。

内部的な手続になりますけれども、その要求期限が来年の1月中旬となっておりまして、当初の予定どおり、パブリックコメント後の12月末に開催予定である第7回の委員会において最終的な計画をご確認いただいた後、市長へご送付いただけるのが、その後の日程的にも多少の余裕がとれると考えてございまして、延べ床面積や導入機能に大幅な変更が施されるようなことがないのであれば、最終的な完成版でなく若干の修正を残した状態であっても予算の見積もりは可能と考えます。あくまで極端な変更がないと仮定してのことではございますが、市長への送付期限は、予算以外の資料期限である平成30年1月末までとすることは可能と考えております。

以上です。

○根上委員長 そのようなスケジュールということですが、よろしいでしょうか。余り後ろに延ばせないということで、パブリックコメントは原則予定どおり行いたいということです。それに向けて本日は審議を進めさせていただきたいと思っております。

12月末の委員会については、少し1月ぎりぎりまで最終案の送付は多少延ばせるというようなこともありますので、今後のパブリックコメントの進行状況等によって少し調整の余地はあるものと考えています。この件については、よろしいでしょうか。

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局(前島福祉会館等担当課長) 延ばすという考えでよろしいのでしょうか。

○根上委員長 特に任期は今ここでは出していません。

1月に検討するとなると任期切れということもあって、任期を延ばさないといけないことなので、ただ、この委員会で自分たちの任期を延ばすのをここで決定するのもお

かしいかなと思いますので、もしそういうことになったときには個別に。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） それでは、改めてお願いをさせていただきたいと思います。

任期につきまして、私ども、先ほどご説明させていただきましたが、1月末まで任期を延長させていただきたいというふうに私たちは考えております。もし皆様のご同意いただけるのであれば、そのような手続を進めてさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○深澤委員 昨日、今朝、委員会があったのかなと思っております。その辺の動向によっては、今のパブリックコメント自体についても変更が要するのではないかなと思いますので、そちらの今朝方の状況をご報告いただければと思います。

○根上委員長 それでは、事務局、お願いいたします。

（1）市議会特別委員会の開催状況等について

○事務局（前島福祉会館等担当課長） それでは、次第の2の報告事項に移らせていただいて、（1）市議会特別委員会の開催状況等についてということで、今、話がございましたので。

○根上委員長 わかりました。

それでは、もう既に報告・連絡事項に入るということで、1番のところでご説明いただければと思います。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） それでは、昨日、11月6日、庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会が開催されましたので報告させていただきます。

昨日の調査特別委員会で出たご意見の様子を今お話しさせていただきますが、昨日の特別委員会では、委員会としてご発言がありましたので、それを読ませていただく形になります。

本日、質疑した新福祉会館の福祉総合相談窓口、9月定例会において全会一致で可決された決議、市民協働支援センターのあり方などについて、市議会で活発な議論が行われた。

以下、主な論点をまとめる。

①福祉総合相談窓口について、特別委員会での視察などを踏まえ、ほとんどの委員から、新福祉会館と切り離し市役所庁舎に導入したほうがよいという意見が表明された。

②3,500平方メートルの面積の見直しについての決議の検討が市側でなされておらず、信頼関係を崩すものであると厳しい批判が出されました。とりわけ各会派からは、高齢者の憩いの部屋、公民館機能などを盛り込むべきという意見が出されており、弾力的な見直しを求める声が多数であると。

③市民協働支援センターは、自治の要となる市民のための庁舎、市民の参加と協働を支える庁舎として位置づけられている。市役所庁舎の根幹にかかわる機能であり、（仮称）新福祉会館基本計画の内容から外すべきである。

以上の議論がなされたことから、各委員からは、市民検討委員会はパブリックコメントを実施されるが、市議会での議論と小金井市内部での検討を踏まえた内容を反映したほうがより精度が上がるのではないか、パブリックコメントは延長されることも必要ではないかという声も出された。

以上でございます。

本日は、今、ご報告されていただきました内容を踏まえ、本日の市民検討委員会でのご検討、ご協議を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○根上委員長 いま、ご説明いただいた内容について、ご質問ありますでしょうか。

○諏訪間委員 きょう、パブリックコメントにかける建設計画（案）を承認するという流れだと思うのですが、重要なところとして総合相談窓口の件とかが議会でもかなり話し合われていたと思うのですが、それについて、この市民検討委員会の中で皆さんの、どういう総合窓口が理想的なのかということがやはり共通認識としてできていないと思うのです。だから、まずそこを重点的に話し合うということと、未導入機能について決めないと、この計画（案）がこれでいいのかというところが決まらないと思うので、未導入機能について一つ一つこれでいいですよという、資料の後ろのところにも未導入となった機能の検討結果についてというページがあるのですが、そこについて一つ一つ話っていくということが必要ではないかと思えます。

あと、ゾーニング案について確認したいこともあるので、基本的には、1ページ1ページ前からやっていくというよりは、重要な案件から話し合っていくほうがいいかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○根上委員長 諏訪間委員からご提案ありました総合窓口の件と未導入機能をまず最初に議論したらどうかというようなご提案でした。

○佐藤委員 確かに総合窓口についての検討は重要だと思うのですが、恐らく、それを一番最初にやるという形にすると、それでほとんど時間をとってしまう形になると思うので、私は、基本計画（案）がこういう形でいいかという骨組みをまず最初に検討してから個別に行くという形で、この基本計画の流れとしては、こういう骨格でいいかということもまず最初に検討してから個別の課題について検討したほうがいいと思えます。

私が諏訪間委員と違って一番優先順位として考えるのは、整合性ができていない、例えば8ページと19ページと31ページのところの項目の立て方がきちっとマッチしていないと私は思うので、初めてこの案を見た方はすごくわかりにくいと思うので、そこを整理することと、あと、未導入機能に関しましては資料編で余りにもそっけないので、やはり、一個一個について、これはこういうことで未導入になったということと、現在の導入されるべきものが資料編ではなく前についているので、それをあわせて未導入機能のところのことをきちっと検討するという点については諏訪間委員と同じように賛成ですので、そういう流れで進めていただければと思います。

○上原委員 先ほど、課長からもありましたが、きのう、市議会が明け方までやったとい

うことで、議会は議会で紛糾していただければいいと思います。

ただ、この場合は市民検討委員会ですので、委員会の意見としてまとめるということがまず大事なのではないかと思います。

それと、パブリックコメントの日程をずらすというのは、私個人的には考えにくいのではないかと考えていまして、これは大分前から決まっていたことでしょうし、ただ、パブリックコメントに期日を合わせていくというのは委員会の責任だと思いますので、いたずらに延ばすということをやりに言うべきではないと思います。

パブリックコメントまでに資料がそこまできちんとできる限りのことをやったとしても、大事なのはパブリックコメントが出てからで、それらの意見に対してどう対処するかということだと思いますので、むしろ、そちらに重点を置くということの意味からも、1月末まで任期が延びるということに対しては賛成ですし、本日の案件としては、まず委員会としてきちんとパブリックコメントに出せるようにまとめるということが主題になってくるのではないかと思います。

○根上委員長 ありがとうございます。

他にありませんか。

○深澤委員 結論から言うと、現時点ではパブリックコメント自体は延期していただいたほうがいいと思っています。

というのは、前回もお話しさせていただいたとおり、具体的な個々の問題についての議論はしていません。その中で、今回配っていただいている建設基本計画（案）の中で、最終ページのところで資料6というものがございます。これについて何も議論していない中で、結局、導入しないこととしたというふうに言い切れちゃっています。ということは、まだここについては議論していないのに、こういう結論を出されちゃっている資料をパブリックコメントにかけるわけにはいかないと思っています。それは、この検討委員会の中の責任において一番織り込むポイントは市民の方に議論をしていただく資料ですので、そういう面も考えれば、時間がないからといって、無理やり、きょうの残り2時間10分の中で検討するといっても具体的には無理だと思うのです。そういう面では、パブリックコメントは時期をずらしていただきたいというふうに思っています。

先ほど、日程的なものも言われましたけれども、1月末までに予算を決めなければいけない。その前段として基本計画を決めなければいけないというような形になっていますけれども、それは市の都合でございますので、検討委員会としては十分な検討をした上でパブリックコメントにかける必要があるのかなと思っています。

○根上委員長 この進め方について、ほかにいかがでしょうか。

○永並委員 今の深澤さんの件なのですけれども、明確な形で、この委員会としてこうしましょうという結論は確かに探ってはいないと思います。

ただ、これに関しては、ずっとこの間いろいろな議論が出てきて、私も意見を自分で言っているつもりです。それは体制の中で圧倒的少数なのかなというふうに自分では思って

いるのですが、いろいろな議論は出てきて、論点は出そろっていると思うのです。ですから、その点についてきちっと委員長から提起していただいて、皆さんでこのまま確認していけばいいのではないかと思います。

ただ、この議論をどんどん延ばしていくよりも、一定程度ここでまとめて、パブリックコメントにかけた後でまた時間があるわけですから、そこで最終的に私たちの案というものをきちんと整理できればいいのではないかというふうに思います。

○根上委員長 ほかにありませんか。諏訪間委員。

○諏訪間委員 今の委員の皆さんのご意見を踏まえて言うのですけれども、まず、この委員会の中できちんと話し合われていないことを、きょう、最大限頑張って議論していくことが先決だと思うのです。そこで、例えば、先ほど佐藤委員が言った8ページの枠組みについての議論も、総合窓口のあり方によっては配置が変わってしまうと思うのです。

例えば、今まで、最初の素案の中では、総合窓口はこの参加と協働による地域福祉活動の推進に入ってなかったわけですね。だから、そういう枠組みを決める上でも総合窓口の話はしっかりしていかないといけないと思うので、そういうことと、先ほど深澤委員が言った未導入機能について一つ一つきちんと検討していくことをまずやって、あとは、この計画（案）についてどう書いていくか、体裁については、それこそ後でメールで調整できる範囲だと思うので、肝心な話し合いについて優先的にきょうは話し合うべきではないかと私は思います。

○根上委員長 ほかにご意見はいかがでしょうか。

今日の進め方で異なる意見も出ていますが、どうでしょうか。

もう少し重点的に議論すべきという部分があるということと、パブリックコメントについては予定どおりということで今日は進めたいと思うのですが、先ほどのスケジュールもあって、後ろにずらすとか、検討の余地はあるかと思います。ただ、基本的には、今日、ある程度の案はまとめることは考えたいと思いますので、一つ一つ全部説明を伺っていると多分それだけで最後までと思いますので、少し基本計画（案）の説明を手短かにしていただいて、時間をかけるポイントについて重点的にご意見をいただいきたいなと思います。

時間も限られていますので、先に議事に移って、その中でまたご意見をいただきたいと思います。

まず最初に、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（前島福社会館等担当課長） その前に、私どもの職員が、市議会の委員会のほうで行政視察に行っている者がおりますので、その報告の時間を若干いただきたいと思えます。

（2）その他

○根上委員長 報告・連絡事項のその他がありましたね。済みません、飛ばしてしまいま

した。では、お願いいたします。

○事務局（関地域福祉課長） それでは、他市における福祉総合相談窓口の取り組みにつきまして、庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会行政視察に同行してまいりましたので、概要とはなりますが、一定のお時間を頂戴いたしまして、口頭ではございますが、ご報告させていただきたいと思えます。

本日は、稲沢市のホームページから福祉総合相談窓口についてということで、資料というわけではないのですけれども、お配りしてございますので、参考までにご覧いただければと思えます。

視察先は愛知県の稲沢市でございます。10月31日にお邪魔いたしました。稲沢市の人口は13万6,000人強であり、面積は79.35キロ平米です。ちなみに、本市につきましては、先日12万人を突破したところで、面積は11.3キロ平米でございます。平成27年4月より施行となった生活困窮者自立支援法に伴い、福祉総合相談窓口を稲沢市さんの社会福祉協議会に委託して設置しているものでございます。

人員配置は4名でして、主任相談支援員1名、相談支援員2名、生活支援コーディネーター1名の計4名でございます。相談窓口の設置場所は稲沢市役所内の福祉課内に設置してございました。

相談窓口の流れとしましては、電話もしくは来所により、まず包括的に相談を受けて、相談ごとに対しての問題等の把握及び検討を行い、その方の自立に向けて支援計画を作成し、その人に寄り添った支援をしていくというものでございました。

相談ごとに対しての問題の把握、検討につきましては、稲沢市さんの庁内に福祉の関係部署から任命された職員による福祉総合相談対策チームが設置されており、そことの庁内連携を取りながら問題解決を図っているものでございます。

ちなみに、小金井市におきましては、生活困窮者自立支援法の施行に伴いまして、生活困窮者の窓口としまして自立相談支援事業など、同じく社会福祉協議会さんに委託して、現在、自立相談サポートセンターとして運営しているところでございます。

稲沢市さんにおかれましては、福祉のワンストップサービスの実践、支援のコーディネートを行う目的として福祉総合相談窓口として応援しているものでございます。

先ほどお話ししました福祉総合相談対策チームにつきましては、稲沢市さん独自の取り組みであり、市役所庁内との連携をとりながら、相談者にとってよりよい解決策を考え自立へと導いていくものでございます。

まずは、どんな相談事も受けとめ、その方に寄り添って包括的な支援をしていくということは、今、本市で考えている福祉相談窓口の基本コンセプトであり、稲沢市さんの取り組みにつきましては今後の参考にはなるのではないかと思うところでございます。

大変雑駁ではございますが、以上、報告でございます。

○根上委員長 ただいまのご報告について、ご質問、ご意見等がありますか。

○佐藤委員 今の説明でわからないことがあるので、教えていただきたいと思えます。

福祉総合相談窓口と書いてあって、ワンストップ窓口と書いてありますね。それにもかかわらず、その下の文書の中では、「包括的な相談を行い」の後、「情報提供や他の専門窓口を紹介します」と書いてあります。他の専門窓口を紹介するというのとワンストップ窓口というのは内容が違うのではないかと思うのですけれども、その辺は視察をされたときにどういうふうに理解していらしたのでしょうか。

○事務局（関地域福祉課長） 地域福祉課長です。

まず、どんな相談事も受けとめるということで、案件によっては、例えば、具体例で言いますと、生活困窮よりも生活保護という話であれば、それは、例えば、小金井市と地域の福祉課につながるとか、そういったつなぎ先がはっきりしたものについては、ここにつなぎましようということがあると思います。

ただ、それについて、まずその方の相談を受けとめるということをやっています。それ以外に生活困窮という流れの中で、例えば、家計相談だとか、その人に寄り添った困窮者の対策ということも対策チームの中で考えて支援計画をつくっていくという流れもあるのかなと思っています。

○佐藤委員 そのやり方は、ワンストップという言葉を使って適正だと判断されましたでしょうか。

○事務局（関地域福祉課長） 地域福祉課長です。

まず、一旦ここで受けとめるということで、ワンストップという形になるということでございます。

○水津委員 相談窓口は、とりあえず来た人を受けとめるのはすごく重要なことだし、そこから先にたらい回しにならないための福祉総合窓口だと思うので、そういうところで、佐藤さんが思われるワンストップとイメージが違うのかなというふうに伺ったのですけれども、やりたいことはわかりますし、そのことをするためには物すごくスキルが必要で、新しい事業ぐらいの認識で取り組まないといけない運営状況かなというふうに思うので、場所をどこにするかということは置いておいたとしても、その事業はすごく大事なことで、やはり、高齢者がこれだけ困っている方がたくさんいる中で、一度そこで相談したらどこかにきちんとつないでもらえるということがはっきりわかるような制度はどんどん推進していくべきだし、必要なことだと認識します。

○根上委員長 ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい、結構です。

○根上委員長 ほかにご質問ありますか。

○事務局（藤井自立生活支援課長） 自立生活支援課長です。

私のほうも、先日、行政視察のほうに行かせていただきましたので、ご報告させていただきます。

去る11月11日、水曜日ですが、市議会厚生文教委員会の行政視察で静岡県富士宮市

のほうに地域包括支援センターとの連携による福祉総合窓口についてということで視察に行っていました。

私は、資料をご用意しようと思ったところ、大変申しわけないですが、諏訪間委員から本日ご提供いただいている資料⑤-1というところに、富士宮市における総合相談窓口の資料をつけていただきました。

具体的には、この7ページのところの上段のスライドページ13を見ていただきながらご報告をさせていただければと思います。

富士宮市の概要でございますが、面積は389平方キロメートルと広大でございます、人口は、本年4月1日現在で13万3,989人ということで、かなり面積が広大な割には人口比率としては少ないということが上げられております。

こちらの総合窓口の体制でございますが、市役所庁内の1階に福祉総合相談課という部署を市の直営で設けてございまして、具体的には二つの係で対応しております。地域支援係と福祉相談支援係とございますが、この福祉相談支援係というところを介護保険制度上の地域包括センターと位置づけて総合相談窓口をやっております。具体的には、こちらのほうで障がい者の虐待防止センターであるとか、高齢者の方のDVの通報・相談、窓口のセンター等々やっております、人員体制につきましては、課長以下、30名程度で行っているところでございます。

こちらの職員については、かなり専門職の方を配置してございまして、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師等の配置をしてございます。特色としては、こちらは直営でやっていると、しかも、地域包括支援センターを基幹型というところで位置づけて対応しているところでございます。

それから、ただ、富士宮市は市域が大変広いところでございますので、富士宮市全体の各地域を11に分けて、それぞれ福祉相談センター、サブセンターというものを配置して広く対応しているところでございます。

また、こちらの一つの特徴といたしましては、アウトリーチ型、要は訪問型といえますか、家庭に訪問してご相談に応じると。具体的には、例えば、電話等をこちらの各相談センターで受けたら、そちらの相談者宅へ訪問いたしまして、関係機関につなげるというような対応をしているということでございました。

雑駁でございますが、以上、富士宮市の福祉相談窓口のご報告をさせていただきました。

○根上委員長 ありがとうございます。

ご質問はありますか。

○諏訪間委員 後で総合相談窓口の件について私は意見を言いたいのですけれども、ここで言ったほうがいいのか、それとも後のほうがいいのか。

○根上委員長 ここは、ご報告だけいただいてということにしたいと思います。

○諏訪間委員 はい、わかりました。

○荒井委員 今、二つの報告がありました。要するに、誰が委託しているのか、もう一

つは、社会福祉協議会がやっていますし、もう一つのほうは直の運営ということでしたよね。そのやり方がちょっと違うように思うのですけれども、視察した結果、報告だけではなく、社会福祉協議会に任せて、その効果がどうなったのか、係はどうなったのか、逆に直ということで何かあったのか、どういう効果があったのか、そこら辺のお話をお聞きしたいのですが、お聞きできるのでしょうか。

○根上委員長 いかがでしょうか。もしご回答できる部分があればお願いします。

○事務局（関地域福祉課長） 地域福祉課長です。

私は、稲沢市というところで、稲沢市の社会福祉協議会に委託をしているというところで、先ほどと説明が重なるのですが、生活困窮者自立支援法に基づく事業ということでした。

稲沢市さんには委託していますけれども、委託主としては市ということで、先ほど、説明の中でも、まず相談窓口で広く受けとめて、それで総合対策支援チームを庁内で結成して、全庁内と連携して、その人に寄り添った支援をしていくというところで、効果という話だったかと思うのですけれども、件数的にもやはり多くの人の相談ごとの解決に結びついているのではないかなというところで、私どもが考える相談窓口の一つのモデルになるのではないかというふうに考えているところでございます。

○事務局（藤井自立生活支援課長） 自立生活支援課長です。

富士宮市のほうは、庁内にある福祉総合相談課、直営でやっているというところでございますが、申しわけございません。特に富士宮市さんに当時直営によるメリットとかそういったことを聞き及ばなかったのが、申しわけないですが、効果という点ではわかりかねます。

○荒井委員 わかりました。しょうがないですね。

○根上委員長 その他のところで、他にいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○根上委員長 時間も限られていますので、先に進めさせていただきたいと思います。

3. 議 事

（1）会議録の承認について

○根上委員長 それでは、議事の1番、会議録の承認についてお願いします。

○事務局 事前にお手元に第4回の会議録全文と会議録の修正表を配らせていただきました。修正のある場合は、別途修正表にご提出いただく旨のお知らせをしているところでございますので、修正がございましたら、その箇所を反映したものを今後のホームページに掲載していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○根上委員長 何かご質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

（2）建設基本計画（案）の作成について

○根上委員長 それでは、議事2がきょうの一番重要な案件でございますので、建設基本計画（案）の作成についてということで、本日、資料の①ということでまとめていただいております。これについてご説明いただくのですが、結構ボリュームがあって、全部前回と同じ説明をしていると、それだけで時間がなくなってしまいますので、手短にといいいますか、前回から変わった修正箇所あたりを中心にざっとご説明をいただいて、先ほど幾つかのポイントについて議論したいというご意見がありましたので、そこに多少時間を割きたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

これを全部通すと時間がかかるかもしれませんので、適当に区切っていただいて結構ですので、お願いたします。

○佐藤委員 委員長、説明は前回にある程度いただいたので、要らないのではないですか。

○根上委員長 前回の説明したところは省いていただいて、変更点をお願いします。

○事務局 前回と同じでございます。変更点は赤字で記してございます。大きな変更点は赤字で、その下に注記をしてございます。見比べていただくとおわかりいただけるかと思うのですが、項目を入れかえたりしているものもございましてご確認いただきたいと思っております。

もし、どういった目的でこのような表記になったとか、どんなふうに直したのかというご質問があればお受けしたいと思います。

○根上委員長 資料の説明はほとんど省いてもらったという感じですが、よろしいでしょうか。

各委員、前回ご意見いただいたところが反映されているかどうか、ご確認いただきたいと思っております。

○諏訪委員 一つだけお聞きしたいのですけれども、計画（案）の中に入っている空間イメージでは、総合相談の場所が1階になっているのですが、今日配付されている機能間の空間イメージ図では、1階部分が全部マルチスペースになっていて、2階に福祉総合相談が来ている案になっているのです。それだけよくわからなかったのです。

29ページのほうは1階に総合相談が来ているのですけれども、今日の資料でついている空間イメージのほうでは2階に総合相談が来ているのですが、なぜ2階に行ったのかわからないのです。

○佐藤委員 文書で送られてきたのは、この総合窓口は確か2階にあって、私もおかしいなと思ったのですけれども、きょう配られたものは1階になっています。

○事務局 2階に来ている理由ですね。

例えば、庁舎側の1階の窓口はあくまでもワンストップの窓口も入ったとして、2階側に福祉総合窓口の関係部署が配置された場合、連携を取りやすくするために福祉総合相談窓口を2階にしたと。あくまでつなげるという部分に重点を置いて、庁舎側の2階に福祉関係の部門が置かれたときに、新福祉会館の1階に福祉相談窓口ということでは、階層がずれてしまいますので、階層を合わせ、1階はマルチスペース等で広々とした空間をつく

ったという、それだけのイメージです。

○諏訪間委員 そうすると、庁舎のほうは2階が福祉関係の相談窓口になるという認識でいいのですか。

○事務局 あくまでも、これはイメージですので、そうなった場合に、例えば、1階がマルチスペース、広くとったほうがいいのかというご意見もあろうかと思えますし、2階に、今後のことになると思うのですけれども、新庁舎との関わりの中でこういった、例えば、これと同じフロアにしておいたほうがいい。それが1階か2階かはわかりませんが、例えば、これはイメージで2階にと想定してつくったものでございます。

したがいまして、そういった観点から、こういった形のイメージとしてご提案ということでご理解いただきたいというふうに思います。

○永並委員 今の相談室をどこにつくるかという点ですけれども、それは、この委員会がどこが適当かということを考えるべき問題であって、それ以前のイメージとして出してくるというのはおかしいのではないかと私は思います。

○佐藤委員 あくまでもイメージとは言いながら、ここに図が入ると、それにかなり引っ張られるので、私たち委員としては、そこを検討しないわけにはいかないですね。その時間がないので、私は、むしろ、このゾーニング図の図は全部とってしまう案でパブコメに出したらどうかというふうに思うのです。これを全部検討していると、例えば、6階、3階、しかも庁舎がどうなるのかわからない状態で、少なくとも1回延びたとしても、結局、そこは無理だと思うので、この共通事項というのを書くぐらいまでしか私たちとしては検討できなかったらうと。そこまでの案で出すしかないのではないかなと私は思いました。

○根上委員長 では、事務局からお願いします。

○事務局 誤解がございまして申し上げますので申し上げたいのですが、あくまでパブリックコメントにお出しするのは案でございます。案でございますので、案では30ページから始まる立面のゾーニングのところからですが、ゾーニングをどのように平面に落としてイメージしていただけるかということに関して、我々は3パターンをおつくりして皆さんにご提示しているわけであって、これをパブリックコメントに出すということではございません。

○佐藤委員 それはわかりますよ。私は、案の中にこれも要らないのではないかとこのことを言っているのです。私の意見は、そういう意味です。

○諏訪間委員 では、こっちの計画（案）に入っている立面図と別案としてこれがあるということですか。

○事務局 違います。立面と合わせていただければおわかりいただけると思うのですが、今のパターンは、1階がマルチスペースなのでぽつんと福祉相談窓口が1階になります。このパターンは、平面の右下がこういう形のイメージができますという資料をお配りしていると思います。それは、今日説明をする時間がとれなかったのですけれども、前回、第4回に資料②と資料①ということで2パターンお出ししているものと思います。それが1階にマルチスペースと総合相談窓口を持ってきて、もう一点が1階に総合相談窓口と各種

事務機能をつなげた、今回は1階と2階を入れかえた、3パターンをあくまでイメージとしてお出ししているわけです。

ですので、この3パターンの中でどれが今のところゾーニングとしてふさわしいかどうかご検討いただけるのであればしていただきたいと思うのですが、断面イメージそのままとってしまってということになってしまえば、ご検討はいただけなくても仕方ないかと思えます。

○諏訪間委員 わかりました。

前回のこの2パターンプラス今日のものですね。わかりました。

○事務局 そうです。説明をさせていただく時間が設けたいと思ったのですが、前回、第4回にお配りした資料のうち、同じようなものが2パターンあると思うのですが、今日お持ちいただいているかと思うのですが、それが二つに本日の1パターン、合わせて3パターンをお示ししてございます。

○根上委員長 ということですが、佐藤委員の意見としては、このイメージも載せてしまうとある程度それによって引っ張られるというか、読んだ方がこういう施設ができるのではないかと誤解されるおそれもあるので、こういう具体のものはないほうがいいというご意見もありました。

○上原委員 どの階に何が入るといのは、今の時点ではあくまでイメージなだけであって、こういうふうに決まっているわけではないという前提でこういう資料をつくっていただいているわけで、こういうものがあると、こんなボリュームで入ってくるのだとイメージしやすいのは間違いないのですが、佐藤委員がおっしゃったような誤解のほうが大きく出てしまいます。誤解というか、逆に固定概念が生まれてしまうようだったら、このイラストはなくてもよくて、活字だけにとどめておくと。これは資料をつくるのも結構大変な作業量だったと思うのですが、そのように思います。

○根上委員長 どうでしょうか。

表現を少し工夫できませんか。確かにイメージがあったほうがわかりやすいというのはあるのですが、29ページ、30ページの図は何か床が入っていたりするので、実際の建物のように見えてしまう。

縦にどう重なるかというところの空間の関係性を本当は示したかったというぐらいの話なので、もうちょっと図を工夫して誤解がないように。こういう建築ができるのだというふうに思ってしまいそうなところも確かにありますので、どうでしょうか。

○諏訪間委員 今日、もしその3パターンからどれがいいというふうに決められたのであれば入れたほうがいいし、もし時間がなくて決められなかったのであれば入れないほうがいいかなと思います。

○上原委員 前提として、この三つの中から1個に決めるわけではないのですね。こういういろいろなパターンがあって、今後、庁内検討とかもあるかどうかどうなるかわからないけれども、こんな可能性があるよという認識で私はずっと捉えていましたけれども、1個に絞

○根上委員長 他にありませんか。

○荒井委員 とにかく私はイラストを入れたほうがいいと思っています。いろいろな障がいを抱える方、見えない方もいらっしゃいますし、知的障がい者の方もいらっしゃいますので、そういうことを考えていただいて、一般の人たちと対等に情報を提供される立場としては、空間的なイメージを把握してもらうにはイラストはつけてもらいたいと思っています。

○根上委員長 他にいかがでしょうか。

○深澤委員 話を戻すような形になってしまうと思いますが、この委員会でも、総合窓口を福祉会館の中に入れるのか、庁舎のほうに入れるのかという結論は出ていないと思うのです。今の状況でいくと、この検討委員会の中で総合窓口を福祉会館のほうに入れていくのだということでここでかけるような形になっています。それでいいのかどうかということです。

○諏訪間委員 それについて、この後の議論で結論が出ればとは思っているのですが、その話はそれ次第で、これももちろん書きかえなければいけないという話ですね。

○根上委員長 今、先に断面イメージのほうの議論から入りましたけれども、19ページ、20ページの総合窓口のあたりの書き方をどういうふうにするかというところになるのかと思います。ここについて、ご意見、ご提案がありましたらお願いしたいと思います。

本委員会としてどのように考えるのか、ある程度の方向性は決める必要があると思うのですが、まだ委員の中でも少し認識のずれがあるようです。

○諏訪間委員 総合窓口の件でいいですか。

○根上委員長 はい。総合窓口の件で議論したいと思います。

○諏訪間委員 総合窓口について、私は、福祉総合窓口が相談のたらい回しをなくしたり、どこに行ったらいいのかわからない相談について、受けとめる者として事務局の方々からも説明されていたので、そのためには新福祉会館に地域包括センターや基幹相談支援センターを入れて相談体制を充実させた上で、職員が2人で総合相談窓口20平米でも、それを置くなら、そういう体制がとれるのではないかと考えて提案していたのですが、その二つの機能を入れることが難しいというのが前回のご回答だったので、もしそれが入らないのであれば、20平米の広さでは福祉総合相談窓口として成り立たないのではないかと私は思います。

例えば、先ほどご説明いただいた稲沢市だったり富士宮市みたいな実質的な相談事業を地域全体で包括的にしっかりとつないで、例えば、四つの地域包括センターからの相談だったり、富士宮市は、そういうブランチの地域包括支援センターからの情報を全て庁舎内の直営のセンターで一元管理するという機能だったと思うのですが、そういうような機能を見ると、20平米で職員2人という窓口では無理ではないかと思っています。二つの地域包括センター中央というものと基幹相談支援センターを福祉会館に入れなければ、ここに福祉相談窓口をぽつんと置いてもしようがないかなと思ったのです。ただ、

庁舎と複合化されるという前提もあるので、その相談窓口を庁舎と福祉会館の近くに置くという形を考えれば、庁舎の相談体制と一体化した形であれば相談窓口というのが成り立つのではないかなとは思いました。その場合でも、相談窓口として成り立つには20平米で職員2人という体制では無理ではないかと思ひまして、私としては、総合相談窓口として成り立たせるのであれば、例えば現状の地域包括支援センターぐらいの広さと職員体制を、どのくらいか今わからないですけれども、例えば今20平米で2人ということだったら50平米ぐらいの面積を割り当てて福祉総合相談窓口の機能として入れるのであれば、それもありませんかとは思ひました。この提案について、とりあえず事務局にこの提案がどうか聞きしたいのです。

○根上委員長 ご質問ということですので、事務局、今のご提案に対するご見解をいただけますでしょうか。

○佐藤委員 その前によろしいですか。

○根上委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 私は、事務局の判断を聞くより委員の方の判断を先に聞くべきで、事務局というよりも、私たちが今の諏訪間委員の意見を判断し、委員としてはどう思うかということで検討していけばいいと思うので、私の意見を言わせていただいでよろしいですか。

○根上委員長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 私は、解決に向けてのかなりきちっとした福祉総合相談窓口的なのというしっかりした名称であれば庁舎内に置いたほうがいいと思ひます。いつか酒井委員も、今日はお見えになっていないのですけれども、一番最初のころに、こういう重いことは福祉会館のところに置くのは無理ではないかというご発言をしたことがあったと思ひます。

ただ、ご近所相談みたいな立ち話的にできるような軽いものは、そこで話を聞いてくれる人がいるというのが福祉会館の中にあるというのは私もとても有意義だと思ひますので、福祉総合相談窓口というがちょっとしたものではなくて、よろず相談窓口とか、今の社会福祉協議会で地域福祉コーディネーターさんができるような割り振り程度の立ち話的な軽いものは、やはり福祉会館の中にあつたほうがいいのではないかというふうに思ひますので、先ほどのワンストップじゃないですけれども、名称が人によってイメージが違ふと思ひますので、本当に解決に向けてきちっとやるという窓口は庁舎にあつたほうがいいと思ひます。でも福祉会館にも軽い話ができるようなところは設置したほうがいいという意見です。

○山本委員 20ページにありますように、市役所に行きづらいなので気楽に相談できる場所という形の窓口は新福祉会館にあつたらいいと、佐藤委員の意見と同じでございます。

○永並委員 諏訪間さんに質問ですけれども、職員が5人ぐらいですか、倍ぐらいの平米でやるという内容というのは、前回に諏訪間さんが出されていた案とはどういふふうに違ふのですか。基幹を置いてがっちりしたものをつくるという案を出されていたと思ひます。

○諏訪間委員 要は、基幹相談センターと地域包括センターの中央というのを入れた上で

福祉相談窓口というのを一体にして、所沢みたいに、自立支援センターとか、権利擁護センターとか、そういう総合相談体制としてつくるのであればいいかなと思うのですが、その二つがない状態で、しかも職員が2人で面積が20平米ということになると、佐藤委員が言ったような感じというよりは、その広さだったら総合案内的な感じ、相談というよりは、あっちに行くといいですよ、こっちに行くといいですよということをただ案内するのみで、相談をきちんとつなげきるという機能は無理ではないかと思います。

実際、佐藤委員が言ったような、ちょっと寄って相談したいという場合も2人だと無理ではないかと思うのです。時間がかかるし、一人が塞がった状態、あるいは地域に1人が出ていったら、その窓口は誰もいなくなってしまうわけで、そういう意味では何人かの人数が必要だと思うのです。そういう意味では、人数を増やすということは面積も必要ですし、その形で面積をきちんと確保して、高齢者の相談とか障がい者の相談とかも地域とつながるといって形をつくるのであれば、しかも、庁舎のほうにそれを近づけて、庁舎の相談体制とも一体化するというイメージになれば、福祉相談窓口というイメージに近くなるのではないかと思います。

○永並委員 それは、2人でやっても可能なのです。そこにどういう職員を置くかです。専門性のある職員を置けば、たとえ2人であっても十分に総合相談窓口の役割を果たせるのではないかと思います。それは人数とかスペースの問題とは関係ないと思うのです。

もう一点は、地域包括支援センターと基幹の話ですけれども、現在の高齢者の問題ということで言えば、各地域の包括支援センターで十分に機能しているのです。私たちも、毎年、高齢者の全戸訪問をやっているのですけれども、訪問していて、実際にサービスが必要だと思う方は既に皆さん使っていらっしゃるのです。ということは、地域包括支援センターの機能というのが地域の中でかなり根づいてきていて、有効に機能している状態なのです。だから、それをまた集約して新しく基幹に持って行って専門的にまとめるというふうになっていくと、むしろ今の小回りが利いてうまく動いている制度が、もしかすると時間がかかって停滞する可能性があって、今みたいに4地域に分かれてやっているような形が今の福祉制度の進め方としてはいいのではないかというふうに最近考えているのです。

国も、地域に今の高齢者の地域包括支援センターがありますけれども、今後、障がい者の問題とか子どもの問題とか専門性がある職員を配置して、一体的にそこで地域の問題を受けて即解決していくという方向を目指されているのではないかなと思いますので、余り、そういうものを大きなイメージというか、総合相談窓口みたいなものを福祉会館は持つ必要が全然ないと思って、今の2人の体制で、そのかわり、そこに専門性のあるしっかりした職員を置き、十分に福祉会館の中のいろいろなセクションとも連携して市役所の中とも十分に連携をとっていけば、今、20ページにいろいろ事例として挙がっていますけれども、こういう問題は十分解決されるはずですよ。

というよりも、この問題は今なくたって解決されていて当たり前というふうに私は思います。市の職員がやって当たり前のことなのです。それが相談窓口の事例ということとし

て挙がっていることのほうがむしろおかしいと思っています。

○水津委員 永並委員のおっしゃるように、私も地域の地域包括支援センターの充実というか、そういうことを今後小金井のビジョンとしてもっと大きく掲げるべきだとずっと思っていて、その地域包括支援センターの中で老人介護ということが中心になると思うのだけれども、そこに障がいとか子どもの問題とかも地域ごとで解決できるような組織づくりみたいなものを作っていきべきであって、新福社会館の中にその機能というのはまたちょっと違います。それを集約するということは当然あると思うのだけれども、私のイメージとしては、相談は本当にとりあえず1回ここに相談してみようという窓口のイメージとしてあるべきものが、ここの福社会館の中にあるべきではないかと思うので、しつこく前から言っているように、その人のスキルはすごく重要だと思うのです。あそこに行ってください、ここに行ってください、電話してくださいというような情報を渡すだけだったら要らないです。ロボットでもいいぐらいです。そうでないことをできるスキルの人たちがきちんとそこにいるということが周知されれば、それで十分対応できるし、特に福祉関係に関しては真ん中に集めることがいいことではないと思っています。ただ、その場所が総合相談窓口となるとどうなのか、よろず相談なのかどうなのかということもあるので、相談のイメージみたいなものをある程度共有するとか、ここの部分でやっていくためには、ここはどういうところなのかということをもうちよっと詰めて考えるとかということもすごく必要だと思うし、そのことによって場所とかスペースはかかわってくると思っています。

○根上委員長 他にいかがでしょうか。

○金子副委員長 副委員長ですが、私の立場は、本当に皆さんの市民力というか、本当に勉強の結果がここに出てくる、話の内容としてはすごいなと思って常々感心して5回聞いています。だから、これだけの発言がある中で、私がしゃべらないほうが安定的に進むだろうなと思って調整機能だけに限ろうとしていましたけれども、この相談窓口については一つだけ言わせてください。

相談窓口を相談窓口としてどこに置くのか。例えば、新福社会館に置くのか、それとも地域包括支援センターに置くのか、それは自治体が最終的にお決めになること。自治体だって、今、当然それを構成する市民がお決めになることだと思っています。私の中では。

いろいろメリット、デメリットはあると思います。確かに、自立支援課長が視察に行ったように、富士宮市の例からすれば、すばらしいことだと思います。あれだけの数の中でそれらをやっていくというのはすばらしいことだと思いますし、また、地域福祉課長が言ったように、稲沢市の例として、あそこまで受けとめていくというのもすごいことだと思います。それを小金井市がどうするのか、どの方向で行くのか。

これを一言言わせてください。福祉に関していろいろある。話を聞いてもらいたい、相談したい、それをまず公権力の行使に当たる人たちがわんさかという。今までやり合ってきた。例えば生活福祉課、生活保護関係のところに行って嫌な思い出を持ちながら、また

そこで上から目線でいろいろ言われるのか。それよりも、私が最初のころに言ったように、福祉のことは福祉会館で何かできるのではないか。行ってみた。皆さんもおっしゃるとおり、我が事、丸ごと受けとめてくれるのを市役所のそれぞれの窓口で、また、市役所に相談窓口ができたとしても、最初からその人を丸ごと受けとめてくれるでしょうか。

丸ごとの意味の中には、いろいろな意味があります。この人が着ているもの、かなり汚れているよね、におうよね、それに対して公権力の行使に当たる公務員が何か言うのでしょうか。この人が来た、この人は何なのだ、それをそのままその場で受けとめる、いろんな複合的な生活課題を持っている人たちをその場で受けとめる、それが総合相談窓口の役割だと私は思っています。そこにおける担当者は、制度横断的な知識を持たなければならないし、アセスメント力を高めてそれを持たなければならない。そして、繰り返し言うけれども、複合的な生活課題を抱えた人たちの個別支援計画を策定する能力を持たなければならない。各機関との連携、調整を図る力をつけなければならない。

いずれにしても、平成32年度から、我が事、丸ごとが担当できる福祉の専門職が、これまでの社会福祉、精神保健福祉、それをさらに力量を持ってもらう新しい国家資格というか、それは社会福祉精神保健福祉士ですけれども、カリキュラムが全面的に変わります。その中には、今言ったような総合相談窓口を担当できる社会福祉の専門職を大学のカリキュラムとして、2020年度、平成32年度から新カリキュラムをスタートさせるということで、今、厚労省の人材担当室長等々、あるいは福祉関係の専門家を養成するソ教連（日本ソーシャルワーク教育学校連盟）などが、今、細かい打ち合わせに入っています。もう既に地域共生社会づくりの次のステップで、地域力強化検討会の報告書がことしの9月何日に出ています。恐らく、その内容が国家資格の新たなカリキュラムの中に具体化されると思います。そういったことがあと3年後には求められるのです。

私は、その総合相談窓口を小金井市が先んじて、その第一歩であっても、福祉会館の中につくるのか、市役所の中で今までのようなやり方でいくのか、それともやり方を変えて市役所の中でいくのか、それはやはり皆さんがお決めになっていただければと思いますけれども、そうした新しい動きが政策として出てきており、専門家の養成が始まろうとしているということを皆さんにお伝えした上で、私の気持ちの中では、最初はこんなにあったのです、今これっぽっちなのですけれども、そこは相談窓口をつくってほしいなという調整に入りたいと思います。

それは皆さんのお話を聞いてからというふうに考えておりますが、今の私の気持ちです。どうぞ参考になさってください。これが新しい国の動きです。

○根上委員長 ありがとうございます。

○諏訪間委員 副委員長にお尋ねしたいのですけれども、永並委員が言ったような、2人体制でそういう相談が間に合うのではないかという意見についてはどうなのかと思ったのですが、それについてはどう思われますか。

○金子副委員長 それは個人の資質に非常にかかわることになると思いますので、何人が

適正とは何とも言えません。

ただ、正直言って、豊中の勝部さんなどを見ていると、それは2人でも3人でもできるだろうなと思いますけれども、そこまで資質が伸ばされたコミュニティーソーシャルワーカーというのはめったにいませんので、最初のうちは人数を置いて、トレーニングをさせながら一人一人を小金井市が育てていくことができるか、それに時間がかかったとしても、小金井市の今後の人づくりということからして、それを選ぶかどうかの問題だと思います。

○諏訪間委員 その人のスキルによってしまうところはあると思うのですが、アウトリーチをした場合に、その窓口に誰もいなくなってしまうという問題が必ずあると思うのです。あと、電話とかメールの対応とかも必要になってくると思いますし、そうすると2人体制ではかなり限界があるのではないかと思ってしまうのです。やはり、4、5人は必要なのかなと思います。

○根上委員長 ありがとうございます。

○永並委員 副委員長に質問なのですが、私は、今、先生が言われたような中身の力量を市の職員に持ってほしいというふうにかねがね思っているのです。だから、今の窓口に行ったら、うちの担当課のことではないからあっちに行きなさいみたいな形で言われちゃうから行きたくないとかということがあってはおかしいと私は思います。本当に市の職員が、ここに言われているように専門性のある職員をきちんと配置してほしいなど市長に言いたいのですが、その辺で、福祉関係はやはり市役所は無理、福祉会館なんだよみたいなことであっては困ると思うのです。

○金子副委員長 お答えになりませんが、この市は立派なほうだと思います。私の居住地をご覧いただければと思います。専門職採用はしたくないと市長に私ははっきりと言われました。そういうところもあるのです。情けないところです。

○諏訪間委員 私も市役所の職員でしっかりとした相談体制をとってほしいと思っています。それもあって、庁舎のほうに近づけています。複合化を前提として、複合化を仮にしないとしても近い場所に福祉相談窓口を置いて、その上で庁舎の職員の方ときちんと連携をとって、職員で対策チームをつくったりとか、こんな事例に関しては調整会議とかをして計画を立てたりとか、そういうことができるように、まずは福祉会館側に立ち寄りやすい窓口があって、そこと庁舎とが連携をとりやすい形を考えて今回の意見を提案させていただきます。

○根上委員長 ありがとうございます。佐藤委員。

○佐藤委員 今のイメージからすると、庁舎に置くと市の職員が対応し、福祉会館に置くと社会福祉協議会の職員が対応するというイメージの話になっているのかどうか分かりませんが、少なくとも稲沢市の例は、庁舎の中にはあるけれども、窓口にいる人は社会福祉協議会の人であって、逆の場合だってあり得なくはないですね。例えば福祉会館の中にあるけれども、市の職員が出向するという手法もないわけではないと思うので、配置については運用の問題なので、そこまでの議論を私たちの段階ですべきなのかどうかというの

が疑問に感じるので、そこは置いておいて、市は建物が建つまでの間にしっかり体制をつくっていただく、その運用について検討していただくということで、私たちは基本計画のほうに、とりあえずハード的なことか機能的なことについての文言をどういうふうに入れるかということを検討しましょう。

○諏訪間委員 要は、機能としてそれを入れるのであれば、面積、建設規模を書かなければいけないです。そこがもし書かなくていいのであれば、それでいいと思うのです。

○上原委員 この部屋は80平米ぐらいですかね。20平米だと大体4分の1から5分の1ぐらいだと思います。

私が思うに、この数字の話とか大きい小さい議論というのは、個人の価値観もあるので基本的には不毛だと思っています。この数字を裏づけるものは機能、用途の話で、この平米数が正しいかどうかは建築士が決めることです。僕ら素人が手を出すところではない。こういう用途に何人入れよう、これにふさわしい面積というのを知っているのは建築士なので建築士に任せればいいのです。僕らが決めなければいけないのは、どういうことをやろうとするのか概念をしっかり押さえておかなければいけないわけです。今、20平米が広いのか狭いのかという議論になっていますけれども、710平米が妥当なのか、誰もわからないです。この計画案の中には、そんなことがちりばめられているわけです。1カ所だけピンポイントで議論すべきではなくて、包括的に議論すべきなのですけれども、言いたいのは、総合窓口で何をやるかという話をしっかりすることと、今の時点では、まずは総合窓口というスペースをきちんと確保しておくことが大事だと思います。後々足りなくなったら、多目的スペースから20平米ほど分けてもらうというやりくりができればいいわけですから、現状ではこの数字で全く問題ないと考えています。

○水津委員 やはり、上原委員のおっしゃるように、福祉会館にどういう窓口を置くべきなのか、どうなのかについて議論をすべきで、人数とか平米数はとりあえず置いて考えたらいかがでしょうか。

○根上委員長 いろいろな意見が出て、そろそろ出尽くした感もありますが、福祉会館の中に総合窓口、ネーミングは別として、こういう機能を入れるという方向の意見が多かったように思います。

○諏訪間委員 面積については、またきちんと考え直さないといけないとは思いますが、相談体制の大体の人数に関しては事業の内容にすぐかかわってくると思うのです。そこで2人というのと4、5人というのは大分乖離があるかなと私は思っています。

○根上委員長 2人という人数は入っていましたか。

○諏訪間委員 昨日の議会でそういう形だったのですけれども、そこは事務局に確認させていただいていいですか。

○根上委員長 多分途中では出てきたかもしれませんが、人数は書いていますか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 2人というのはあくまでも想定で、基本計画なので、ある程度の積み上げをしていかなければいけないということもあります。

私のほうは所沢さんの例をいろいろ仕入れながらやっていたので、所沢さんの例とかを見ながら、例えば、所沢さんは一つの大きなところで社会福祉協議会さんが入って、その中でいろいろやっていらっしゃるというふうに伺っていましたし、いろいろなことを兼ねながらやっているというお話も聞いていたので、そこを上乗せしてはどうかというイメージです。そして、総合窓口の割り当て分というわけではないのですが、相談室も一つ置いておくと。合体すると結構な量になると思うので、その中で何とかならないかなという想定をしながらつくったものです。これは、もちろん確定ではございませんが、そういうイメージでつくったものでございます。

○根上委員長 運営についてまで詳細をここで議論している余裕が残念ながらないのですが、人数については特に書き込んであるわけではないということで、今後柔軟に考えていただくと。20平米という数字については、おおむね20平米と書いてあるのですが、事務局の説明では、これだけではなくて、周辺と連携してというようなことで、もう少し大きな場所を確保する可能性もあるという説明でした。20平米という数字がひとり歩きするとどうなのかというところもあろうかと思いますが、どうでしょうか。20と書くか、あえて書かないか、あるいは幅を持たせるか、いろいろ表記の仕方はあると思います。

○諏訪間委員 ほかの相談センターの広さもここに入っているわけですよね。そういうことも考えると、20で狭くないのかということとはよくわかりません。

○根上委員長 その点については、委員会でこれだけ議論が出ましたので、人数、数字だけを書き込むのではなくて、こういう意見が出たということも含めて今後検討いただきたいと思います。人数は書かないものの、やはり相談員のスキルが重要だという意見が随分出ましたので、そのところは書いていただいてもいいと思います。20ページのところの相談イメージの中にいろいろと書いてありますので、相談員の質のところが重要なだということもここで大分意見が出ましたので、ここで出た意見はなるべく書き込んでいただくと。

○諏訪間委員 そうすると、ここの福祉総合相談窓口でやるのが、最初に佐藤委員が言っていたように、本格的な相談は庁舎で、福祉会館ではよろず相談みたいなことではなくて、きちんと包括的な相談センターにするのか、そうではなくて、ただ案内するだけでいいのかというところは決めないといけないと思うのです。

○根上委員長 いかがでしょうか。

今の議論では本格的に大きなものというご意見もありましたけれども、そうでなくてもいいのではないかという意見のほうが多かったように思うのですが。

○深澤委員 前回も言ったつもりですけども、総合窓口を置いて、それに自立とか権利擁護とか、同じフロアにということ市の方ほうもそういう形でまとめているのかなと思っていたのです。

ただ、その中で、前回も言ったとおり、障がいの部分とか高齢者部門の相談の受けがないのです。その中で総合窓口という形でうたえるのかどうかというところが残っているの

ではないかと思っています。

○根上委員長 はい、わかりました。

庁舎側の窓口がはっきりしないので整理がつきづらいところもあると思うのですが、当然、新庁舎のほうにも窓口的な機能は入っているのですよね。そこと連携するというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○事務局（前島福社会館等担当課長） 通常の我々福祉部門の窓口というのは庁舎内につくられる予定ですので、そことの連携を十分図っていくというのが一つあるかと思いません。

○永並委員 21ページに関係機関との連携ニーズということで、相談窓口が事例を受けるものがあって、その流れが出ていますよね。それでいいと思うのです。そういう意味での相談窓口を置きますよということで大枠構わないのではないのでしょうか。

○根上委員長 連携をとると。

○永並委員 はい。ただよろず相談じゃないです。それだけじゃなくて、そういうものはもちろん受けるのだけれども、同時にそういう専門的なものも受ければ、先へ流していくというのですか、連携していくということができればいいわけですから、この図をきちっと明示すればいいのではないのでしょうか。

○諏訪間委員 この図についても、私はそちらで視察に行かれた稲沢市と富士宮市の事例を考えると不十分ではないかと思っていて、基本的に福祉総合相談窓口から矢印が片方しか行っていないと思うのです。要は、そちらの関連事業に相談を紹介するという状態かと思うのです。

そうすると、実際に目指すところが富士宮市、先ほど私の資料を見ていただくといいと思うのですが、例えば、これと同じように庁舎内に地域包括支援センターを置いて各地の地域包括をブランチにするという、必ずしもこれと同じようにする必要はないですが、例えば、各地の地域包括の相談事例とかも総合窓口のほうで取りまとめてコーディネートしたり、あるいは、庁舎内の職員で対策チームをつくって対策していくというようなことも念頭に置くと、この矢印は少なくとも逆方向も書かなければいけないと思います。

○根上委員長 矢印を両側につけるということですね。

○諏訪間委員 矢印を逆に書くということだけで、実はすごく重荷を背負うことにはなると思うのですが、書き方は、ただ矢印を逆に書くだけだと思いますけれども、それによって、要は、福祉相談窓口が福祉相談窓口というよりは福祉相談センターみたいな機能を負うことにはなると思うのですが、私はそのぐらいの機能は必要かと思っています。

○永並委員 諏訪間さんが言われていることは、小金井市全体として総合相談というか、福祉関係の相談をどういうふうにやっていくのかというすごく大きな問題だと思うのです。だから、それはやはり委員会としては荷が重い問題で、やはり、関係諸機関、専門家の方

とか実際に相談窓口で受けている方、現場の方なども含めた形で今後どうやっていくのかということを中心に整理していかなければ、先ほど先生からも出ていましたけれども、地域共生社会を官民で支えながらやっていくという福祉の方向の中で、どういうふうに総合相談窓口を設置していくのかということを中心に十分に検討していただかないと出せない結論だと思うのです。だから、ここで中途半端にそういう形でのではなく、とにかくここで受けて、今までよりもきちっと皆さんの相談を受けとめていきますよという姿勢を示すという意味で、21ページにあるような形で、現時点ではこの委員会としては十分ではないかというふうに思います。

○根上委員長 実際には双方向のやりとりはあるかと思いますが、この図では片側でというぐらいで表現してもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

総合窓口については、今、大体の意見は出たと思うのですが、委員会で出た意見は書き込んでいただいて、ここで完全に期限まで決められればいいのですけれども、そこまでの検討はできないということです。委員の今までのご発言の趣旨をきちんと書き込んで、それを酌んで今後ご検討いただきたいという計画案にしたらどうかと思います。

基本的には、福祉会館に総合相談窓口、ネーミングは違和感があるという意見がありましたのでお伺いいただくことにして、原案どおりに設置するということがいかがでしょうか。

○水津委員 私は基本的に賛成です。

○上原委員 異議なしです。

○根上委員長 よろしいでしょうか。

多少いろいろな意見もありましたので、そういう意見も書いていただくようにして、基本的には、相談窓口はこの原案どおりというような形で進めさせていただきたいと思います。

○深澤委員 その辺は、どこに書かれるのですか。

○根上委員長 20ページ当たりのところでしょうか。どうでしょうか。

○深澤委員 13ページに総合窓口の関係があるのです。ここでは、はっきり障がい者相談、高齢者相談、権利擁護相談、子育て相談、健康相談、生活困窮者自立支援相談をやるのが総合相談窓口だと言っています。これができる総合窓口なのかどうかというところを議論しているわけですから、この文言が変わってしまいます。

○永並委員 21ページの図でいくと、ここでもいろいろな人の相談を受けて、その先の相談先ですね、実際に現状でやられているところにつないでいくという図になっていますので、ここで受けて解決するというのではないと思うのです。あくまでもいろいろな相談を受けるといことです。権利擁護についても受けるし、生活保護の方が来ればそういうことも受けると。その最初の窓口であって、それを本格的にどうするかというのは具体的に現状であるところにつないでいくわけですから、特段、これで問題がないと思います。

○上原委員 文言を変える必要がないと思うのです。やろうとしていることが、そもそも

変わっていないですからね。13ページに入れるのなら20ページに入れたほうがいいのではないかと思います。

○根上委員長 13ページのところの内容等に列記されている部分は必要でしょうか。ここまで細かく書く必要があるのか。これは、こういう相談をここで受けとめますよということで、全て確かにここで解決するということではないと読めるかとは思いますが、いかがでしょうか。

○永並委員 20ページですか。

○根上委員長 今議論しているのは、13ページのところの表記と20ページのところの書き方です。

○佐藤委員 今、永並委員もおっしゃっていたように、私は8ページと19ページの表がうまく合致していないように思うのです。というのは、8ページのほうは総合相談というのは(3)の中のところに入っていて、19ページの場合は窓口のところは全部にかかるというような形に書いているので、19ページ以降については全部にかかるイメージで内容を説明している。8ページから17ページまでは、8ページの図の内容に沿って書かれているというので、私はここの書き方にもともと提案があって、19ページに縦に長くなっているのは、やはり社会福祉協議会が全体に長くなっているような形で長くしたほうがいいと思うし、ここを19ページのような図に合うような形に書きかえたほうがいいと思います。同じような形に。

○根上委員長 8ページのところを書きかえると。

○佐藤委員 8ページのほうを書きかえると。

当日になって配るのはすごくイレギュラーだとは思いますが、自分で1、2、3、4というような番号のところの整理を自分でまとめてみたのです。1番はこれでもいいと思うのですが、2番の場合も文言も変えたほうがよくて、「多様な市民の交流」というものが(2)の中に入っているのですが、19ページのほうは一番下のところに横書きに書いてあるわけです。だから、私は、福祉協議会の上でこういうふうに横書きに入れたほうがいいと思うので、2番から「多様な市民の交流」は外すということは、3番のウの「社会参加・生きがづくり」の「多目的室、マルチスペース、家事実習室」もそっちと一緒にまとめるというふうな形にしないと、説明の流れが合っていないですよ。合っていない計画というのはおかしくないかと思っています。

○根上委員長 案があったらお配りください。見ていただいたほうがわかりやすいと思います。

○佐藤委員 私は、総合相談でなくて、よろず相談にしちゃいましたけれども、見ていただいたほうが説明しやすいかと思います。

読み上げます。1番は8ページを19ページにそろえるということで、1番は「保健福祉の総合的支援の充実」でいいと思います。2番は、「地域における多様な交流」というのが2番の文言に入っちゃうので、イの「多様な市民の交流」をどうしても入れたくなる

のだと思うのですけれども、ここからずっと外して、それを4番という中に入れて、3番の「地域福祉活動の推進」に関しては、19ページを見ると、ここでは「福祉サービスの利用促進」しか入っていないわけです。社会福祉協議会は、このときは3番ではなくて4番になっているのに、福祉サービスの利用促進と社会福祉協議会が一緒の枠の中に入っているのです。このつくりはやはり違うと思うのです。ここのつくりとここのつくりは同じにならないと同じ計画だからいけないのではないかと。私は、19ページのほうにそろえるためには、こうやって1番、2番、3番、4番、5番、6番という番号付にして、それに合わせてこの31ページ、8ページと31ページは合っているのです。だから、8ページと31ページの項目立てを19ページに合わせて項目立てして、そのスペースを書きければ、もっとすっきりするのではないかなと私は思うのですけれども、ほかの方はどう思うかわかりませんが、こういう案を提示させていただきます。

○水津委員 質問ですけれども、4番のところは事業展開のイメージで書いているのと、5番は連携ということを書いているから、こういう形になっていると思うのです。なので、そこがそもそも書いている意味が違うから文言と系列が違ってくるのかなというふうに私は理解するのですけれども、読みにくいとか理解しにくいとかと言われると、それはそうかもしれません。違うなりの理由が多分あるかなと。

○根上委員長 図をつくった趣旨が違うので、そのあたり一致していないということがあろうかと思います。

○佐藤委員 ただ、19ページの図になったのは、前回私が、ボランティア市民活動センターとか市民協働支援センターというのは、多目的室とマルチスペースと家事自習室とをセットにして市民協働支援センターであって、これが別枠になるのはおかしいという話になったときに、多目的室、マルチスペース、家事自習室に関しては、市民協働支援センターやボランティア市民活動センターそのものではないので、全部にかかるからということで19ページの図になったので、そうだとすれば、私はやはり8ページのほうも、確かに事業展開なのだけれども、そこはわかりやすいように事業展開の書き方も書きかえられるので、書きかえたほうがいいのではないかと思います。

○諏訪間委員 この書き方についてはあとでいいかなとは思っていたのですけれども、一応、私の提案資料の一番後ろのほうに二つ図が入っているのですけれども、私の意見・提案シートの4ページ目です。A案、B案があるのですけれども、A案のほうは事務局の提案どおりにまずつくってくださいということで、それと、そのデータを渡してこちらの状態になっているのですけれども、私としては、B案のようにすっきりさせて、このアとかイとかという項目はなくしたほうが、例えば、災害ボランティアセンターがこの計画案に入っているほうは3番のイに入っていたり、2番のアー1の下に入っていたりとかということがあられるのですけれども、そうではなくて、災害ボランティアセンターはボランティア市民活動センターの機能転換としてあるということだけわかればいいかなということで、2番の枠組みの中に入れたという形です。

先ほど、佐藤委員が言ったように、社会福祉協議会はここではないという話は確かにそうかもしれないので、それはまた切り離してもいいかなと思うのです。私の意見としては、このぐらい、アとかイとかというのはなくしてもいいかなという意見です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 先ほど、深澤委員からのご提案に始まって、つけ加えるとかつけ加えないとかというご意見が出ていたかと思うのですが、その話が私にはまだ終わっていないのかなというところがありまして、もしよろしければ一つずつ終わりにしていただきたいなというのと、もう一つ加える文言があるのであれば、可能であれば皆様方のご提案をいただきたいなというふうに思っております。

○深澤委員 私が言ったのは、こういうふうな形で委員会の中で出た意見をどこのページにうたうのかというところを、事務局でこういうところにうたえるのではないのというものがあるのかどうかです。あるいは、別の文書で、委員会の中でこういう議論があったというやり方もあるのです。そういう意味です。

○根上委員長 この基本計画の中に適宜書き込むというやり方と、これとは別に、こういう意見が出ましたということで、これに添えて市長にご提出するというようなやり方があるかどうかと思います。

○深澤委員 事務局のほうでどういうふうな形でまとめられるかどうか、そこを確認できればと思っています。

○根上委員長 この委員会としてどうするかということもあろうかと思いますが、事務局、何かあれば。

○事務局 例えば、計画案の中に入れるよりも、ご意見として附帯していただくという方法はあると思います。

従いまして、ご意見というところで委員会の皆様にまとめていただくのか、委員長一任という形になるのか、皆様のほうでご議論いただきたいと思います。

○水津委員 この相談窓口に限って言うとするならば、皆さん、これがいかに重要な部署であるのかということが議論されていると思うのです。人的な問題も場所の問題もあります。そういうところでまだまだ検討する必要があるとか、充実させることが大事だとかというようなことを文書としてつけてご提出いただくということは、可能であればしていただきたいと思います。

○諏訪間委員 やはり、総合窓口以外のところでもいろいろな違う意見があると思うのです。だから、後ろのほうに、こういう意見もありました、それについては何ページの項目幾つをご参照くださいみたいに、ページ数を書いていけばいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○根上委員長 今の諏訪間委員のご意見は、基本計画案の後ろのほうに委員会での意見を資料として提出すると。別冊でもいいということですか。

○諏訪間委員 はい。資料としてということですね。

○根上委員長 参照できるようにすると。

- 諏訪間委員 この辺の三鷹市の資料とか、その辺でいいと。一番前あたりとか。
- 根上委員長 むしろ今後市が検討していくときに参考にしてくださいという形で、パブリックコメントの中には入れずに、普通資料として取りまとめということでもよろしいですかね。どうでしょうか、そのような形で。別に資料をつくると。
- 諏訪間委員 具体的には、今、資料の中の市民検討委員会の名簿とか要綱とかがあると思うのですが、その一番後ろにつけたら一番すっきりするかなと思います。
- 根上委員長 構成は検討させていただいて、最終的に事務局、委員長、副委員長で調整したいと思いますが、基本的には、そのような形で考えたいと思います。
- 佐藤委員 確認ですが、先ほど委員長がパブコメの案の中には入れないとおっしゃいましたけれども、そうではなくて、案の中の資料の一環として入れるという意見だったように思うので、そこはきちんと確認しておいたほうがいいと思うのです。私は資料の一環として、こういう議論をしたということ、資料も含めた案です。なので、その中に入れたほうがいいと思います。
- 根上委員長 パブリックコメントのほうにも入れたほうがいいと。
- 佐藤委員 案を提出するときに、市長宛てにつけるということではなくて、先ほど水津委員が言ったように、総合福祉窓口が重要だという議論は委員会でこれだけしたので、パブコメのどこかに書いておいたほうがいいような気がします。
- 根上委員長 パブリックコメントの中に盛り込むとしたら、市民の方が読んでわかるように、いろいろ出た意見をきちんと整理しなければいけないので、そのスケジュールが頭の中にあっただけです。
- 佐藤委員 私はそのように思いますが、それが間に合わないということであれば、私は、一番最初の深澤委員の意見のように10日ぐらいは延ばしたほうがいいと思っているので、整理していただいて入れたほうがいいと思いますけれども、もう一回ここで諮っていただければと思います。
- 諏訪間委員 私もそれに賛成です。パブコメ案にもきちんと入れたほうがいいと思います。
- 根上委員長 パブコメ案に添付すると。そうした場合にスケジュール的なものがあるので。
- 諏訪間委員 それは無理ならしやうがないです。
- 根上委員長 対応が事務局が大変ですので、していただけるかどうか。
- 佐藤委員 できればお願いしたいと思います。
- 根上委員長 そういう意見が強いので、かなりタイトになってくるかとは思いますが、事務局、ご検討いただけますでしょうか。
- 事務局（前島福祉会館等担当課長） 基本的に、どういう出し方になるのかはご相談ですが、資料編ということなので、これはあくまでも資料なので、パブリックコメント、例えば、設置要綱にいただくとか、そういう話云々のほうのコメントにいただくとか、そう

いう話にはならないと思うので、基本的には私どもの資料であって、パブリックコメント自体にかけるという想定はしていなかったのです。なので、どのような形でつけていくのかなと今私どもは疑問が。計画案の添付として市長に提出とかということであれば、そういったこともあると個人的には思っています。

○根上委員長 いずれにしろ、議事録は作成するので、パブリックコメントのときに資料として議事録をホームページ上に一緒に掲載するようなことは可能だと思います。

○佐藤委員 重ねて質問です。

そうすると、この資料6の未導入となった機能の検討結果についてということも、要するにパブコメには書けないということになりますよね。資料はパブコメに書けないという前提では、この未導入となった機能の検討結果に関してはパブコメに書けないのですね。皆さん、それでいいのですか。ここで検討して、こういうことって必要だよねという話になったのに、これは書けないのですか。そこら辺も確認させてください。

○水津委員 まだ検討していないから。結論は出ていないしね。

○佐藤委員 検討していないけれども、入れるという話にはなりましたよね。前回、深沢委員の意見で。資料編の中に入るということ自体は決まったわけですよ。もしパブコメに書けたほうがいいということになると、資料から出して、本編のほうに入れるとか、そういう形にすればいいという検討でいいのですか。資料はパブコメに書けないものなのですか。私は、資料編まで含めて、この委員の名前は後付けみたいな感じで全部出すのかと思っていたのですけれども、その辺はどうなのですか。いつものこういう案についての出し方は。私は今までやったのは、少なくとも資料編も委員の名前までも含めて全部案だったと思うのです。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 資料と一緒に掲示するというか、出すという意味ではありかもしれません。今おっしゃっている意味ではね。

ただ、これにパブコメをいただくということは、私たちは想定していないというところなんです。これは資料としてでき上がっているもので、例えば皆さんが考えていたことを書いてあるかもしれません。ただ、それを提示すればいいのですが、それについてご意見をいただくという想定は私たちはしていませんでしたので、それを踏まえていただきたいのですが。

○深澤委員 今回のパブコメの一番重要なところは、この新しい福祉会館にどういう機能を入れるかというところが一番大きい内容だと思うのです。そういう部分で未導入の機能がどういうものがあるのだということを明らかにするべきだと思うのです。それが結局、この未導入の部分についてのパブコメがもらえないという話にはならないのではないかと思うのです。

○佐藤委員 私もそう思います。

○根上委員長 いかがでしょうか。

○深澤委員 先ほど一番最初に、この建設基本計画は重要な内容なのだということを市は

言っているわけですから、そういう部分では、やはり、施設にどういうものを入れるのかということが一番大事だと思っています。

○根上委員長 ほかにご意見はいかがでしょうか。

○諏訪委員 そうすると、一番後ろの資料6というのは、資料ではなくて、パブコメにかけるものとして、この資料の前につけるといいう形で考えたいというご意見ですね。私もそれは賛成です。

○深澤委員 前回のときに私が言ったのは、18ページに現状の集約化対象施設の現状というのがあるのだから、未導入のものも入れるべきですよという話をさせていただいたと思います。そういう部分では、ここに続くところに入っていたほうがいいのかなど。

○根上委員長 本編の中に未導入の機能も整理して入れると。別に資料6で入っているわけですがけれども、これを本編のほうに入れ込んで、これは本委員会としては検討していないと、未導入という整理をしたということも含めてパブリックコメントをいただくというようなことになろうかと思っています。

○永並委員 今、深澤さんが言われたことを本編のほうに入れるとすると、この未導入になった経緯について、この委員会としてどういう議論があって、結論としてこういうふうになったということはまだ明確になっていないのではないかと。各人が今までの議論の中で、私は私なりに、いろいろな細かい機能については、公民館的な機能も高齢者関係の機能も具体的には入れていくというふうには理解をしています。ただその辺のところは、皆さんのところで一致して、それが入っているからしなくていいのだという結論はまだ出ていないのではないかなと思いますので、もしそれを本編に入れるとするならば、きちっとした検討がやはり必要ではないかと思っています。

○根上委員長 いかがでしょうか。

○佐藤委員 私は、深澤委員の18ページの後に入れるという案も、ある意味一部賛成なのでありますが、ここに入れると、やはり計画というのは導入するものについて書くと思うので、むしろ、この5番と未導入機能の部分を一緒にして、この基本計画策定の経緯の前あたりに、私は、これも1個ずつなぜ公民館が入らなかったかという項目を立てて8項目ぐらい書いてきたのですが、もっと前から出せばよかったのですが、ここも資料が来てから書いたもので遅くなったのですが、その修正案については、例えば、公民館本館、悠々クラブ、健康云々かんぬんと1個ずつの項目を、せめて二、三行でなぜ入れなかったのかというのを書いて、そして、未導入となった機能の検討結果と集約化対象施設の現状ということで一緒にして後半に入れたほうがわかりやすいかなと思ったので、もしこれも今日配ってよければ配らせていただきたいと思います。

○根上委員長 ご用意いただいたものであれば。

○佐藤委員 では、すぐにお出しします。当日で申しわけありません。総合的に検討した結果という文言一つだけだと余りにも悲しかったので、余り認識していないかと思うので、若干ここで検討する時間があれば膨らませていただいて、永並委員の言ったように、委員

会として検討した結果ということで書いて計画の中に入れればいいのかと思います。

○根上委員長 ありがとうございます。

○諏訪間委員 時間が余りないので、早速、未導入となった機能の話をしたらどうかと思うのですけれども。

○根上委員長 せっかくこういうたたき台をお配りさせていただきましたので、これをもとに少し検討をして、もし入れるのであれば入れ込みたいと思っていますので。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 総合相談窓口につきましては、この原案のとおりでよろしいのか、まとまったのかどうかというところがどうなのか、よろしく願いいたします。

○深澤委員 原案のとおりにまとまったということではなくて、各委員さんのいろいろな意見があったということをきちんとパブコメにあらわすべきではないのという意見だったと思います。これでまとまったわけではないです。

○諏訪間委員 先ほど、資料にそれをつければと私は言ったのですけれども、総合窓口の件に関して、私の意見は皆さんと違ったりしたので、そういう話とかもパブコメのほうでもご意見をいただきたいという気持ちはあります。

だから、意見をもらえる内容にするという意味では本編に入れてほしいと思います。

○水津委員 お気持ちは重々わかりますし、それは必要なことなのかもしれないのですけれども、計画案の中に皆さんの議論を入れ込むというのはなかなか難しいのではないかなというふうに思われるのです。

先ほどから言っているように、原案はこれでいいのですかということが、案がどういうものをするのかというものがないと出せないですね。この計画案というものが。なので、そういう議論を乗せてこういう意見もありましたは、もちろん大事なことですから記録として残って、それは市民の目に触れるべきだと思うけれども、案の中に入れるのはそぐわないのではないかと思います。

○上原委員 私も水津委員と同じ意見ですけれども、議事録をせっかくだとつくっていますし、それを全文公開しているので、それで十分ではないかと思います。興味のある人は多分それを読むと思うので。

おっしゃっているように、基本計画案に過程を書くというのは見たことがないというか、ふさわしくないと思うので、もちろん、本書のほうには入れないほうが少なくともいいと思います。

○諏訪間委員 そうすると、未導入機能に関してはどうなるのですか。

○根上委員長 今、佐藤委員から配付いただいた案をここで少し議論をして、必要であれば本編のほうに入れるというご意見もいただいたところですが、どうでしょうか。

○諏訪間委員 総合窓口に関しては、今、お二方から本編に違う意見については入れないほうがいいのかというご意見でしたね。

○根上委員長 本編はあくまでも案としてまとめるものなので、異論を本編の中で盛り込んだらおかしいのではないかというご意見でした。

○諏訪間委員 今回は、かなりタイトな中でパブコメをかけなければいけないという状況ではないですか。だから、意見としてまとまっていないのは、ある意味仕方がないことだと思うのです。そのために1月まで延ばしてパブコメをかけた後も調整していこうということだと思うのです。だから、計画として出すときはもちろん本編にはそういうものに入れないと思うのですけれども、パブコメ案としてパブコメで意見をいただく場合には、こういう意見もありましたということも見せていくべきではないか思います。

○根上委員長 議事録を公開していますので、それを読んでいただければ、いろいろな意見があったということはおわかりいただけるかと思います。

○諏訪間委員 というのが私の意見です。ほかの方はどう思われますかということをお聞きしたいです。

○根上委員長 パブリックコメントは案に対しての意見をいただくので、逆に、案が固まっていなくて、いろいろな意見があったということでパブリックコメントされても、市民の方も意見も出しづらいのではないかと思います。

○上原委員 逆に、委員会で一つの意見をまとめるという方向性自体が難しいと思っているのです。いろいろな意見があるでしょうし、議会だと多数決という方法があるので、それで白黒はっきりするわけですが、市民検討委員会においては、なるべく同じ方向性をみんなに向けていいですけども、違う意見が出たときに、こういう違う意見もありますと出ることが大事だったりするわけで、その話は市長の耳にも到達するわけですから、きちんとそういった記録を残しておけばいいと思っています。あくまで提示していただいている基本計画に対しての是非を問うというところに集約するべきだと思いますから、そういった意味では、総合窓口がどうのいう話は、個人的にはそのままでもよろしいのではないかなと考えております。

○根上委員長 また市民の方からいろいろな意見が出てきましたら、それをもう一度議論する機会もありますので、どうでしょうか。

○深澤委員 やはり市民検討委員会として責任を持ってパブコメにかけるというのが前提だと思うのです。それが中途半端の中でパブコメにかけること自体がちょっと早いのではないかと思います。もしそれが無理であれば、この検討委員会として、普通は答申をするときにこういう議論をしてこういう答申が出ますよという形で文章をつけることはあるのですけれども、パブコメで文章は余りつけないと思うのです。

ということは、まだ検討委員会ではまとまっていないわけです。だから、私は、一番最初に言ったとおり、パブコメはちょっとずらしていただきたいということにつながっていくわけです。

○根上委員長 ずらすという案も出ましたけれども、いかがでしょうか。

○上原委員 深澤委員に質問ですけれども、今おっしゃっていた内容というのは、委員会

の中で一つの意見にまとめるという解釈でよろしいですか。

○深澤委員 もしもやるのであれば。

○上原委員 それが可能だと思っいらっしゃいますか。

○深澤委員 まとめるということではなくて、今いろいろな人の意見……。

○上原委員 今、まとめるとおっしゃいました。それはどういう意味ですか。一つの結論に導くということですか。

○深澤委員 いいえ、違います。いろいろな意見があったと……。

○上原委員 どういう意味合いでおっしゃっているのか、詳しく聞きたいですね。

○深澤委員 いろいろな意見があったということを文書化する必要があるということです。

○上原委員 それだったら、今の議論で十分だと思います。

○根上委員長 いずれにしろ、パブコメ前の委員会は本日が最後なので、まとめることは時間的には無理ということです。それはご了解いただきたいと思います。そういう条件でこの委員会はスタートしています。限られた期間で結論を出すということです。

○佐藤委員 まとめるというか、この冊子について、少なくとも案は一つにしなくては行けないので、結論としては、こういう案ができた、それについてはこういう議論があったという、ここに載らない部分をどの形であらわすかという問題です。例えば、「終わりに」という文章があって、この形で集約はしたが、それに至るまではかくかくしかじかいろいろな少数意見もあってというものをつけるということもできなくはないけれども、そこまでしないで、パブコメを経た後で、案が消えた段階で委員会として出すときに附帯文書としてつけるという形か、その二つぐらいだと思うのです。そのどちらかにするかを今決めなければいけないと思います。

○水津委員 私もそう思っています。今、どうしても出さなければいけないのは、市民に揭示するものをこの委員会です承するということが必要なことであって、そのことを了承した上で、パブリックコメントをかけたあげくの皆さんの意見を集約して、聞いた中で、修正をどうするのかということと、委員会でこういう議論がされたということをつけて提出するのが筋です。とりあえず、今やらなければいけないのは、このままパブリックコメントにかけるのかどうかという議論をまとめない限り、先には進まないと思います。

○諏訪間委員 どういうふうに書くかということは後回しでいいと思うのです。もうちょっと時間延長を諮っていただいて、例えば9時までとか……。

○根上委員長 残り時間は5分ぐらいしかないのですが、それは可能でしょうか。

○諏訪間委員 未導入機能について話をしないと。

○水津委員 未導入機能の件もそうですけれども、先ほど佐藤委員が出したことが未消化のままではないかと思われま。表記の問題です。

○根上委員長 やはり時間を区切らなければいけないので、9時まではお許しただけまずでしょうか。きょう、皆さんご予約もあると思いますので、約束した時間内に終わらせるといいうのも運営上重要なことです。

それでは、これを全く議論しないまま終わるわけにもいかないので、未導入機能のところについて、できるだけ短くやりたいと思います。9時までというとなら9時が過ぎてしまいますので、あと10分ぐらいで集中的にご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○諏訪間委員 私が気になっているのは、売店と喫茶室の件です。私は、この二つはマルチスペースのほうで導入されるのではないかと思っていたのですが、それが未導入となった機能の検討結果についてというふうに表示されてしまうと、今後、そういう機能の入る余地がなくなってしまうような気がするのです。それについて、皆さんはどう思われますか。

私は、前回の委員会の資料の一番最後に、ゾーニングという形で図面を書いていたのですが、1階の総合窓口の隣あたりに福祉ショップとかカフェなどを入れています。マルチスペースに福祉ショップとかカフェがどこかに入るというイメージで考えていたのですが、そこは要らないのか、それとも要るのかというところなのですけれども、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

○佐藤委員 私も、そういったものは若干あってもいいと思うのです。全くなしにしようとは結論づけなくて、私の書き方としてはすごく理解しにくいと思うのですが、新たな形での機能の導入は視野に入れるとしてもという文言にしたのはそういう意味で、全く同じ形で同じようには入れないけれども、同じような機能を別の形で入れることは視野に入れてもいいよというような書き方をして、前と同じような形のもの未導入としますというような気持ちを、この文に私としては込めたつもりなのですが、そこまで入れるとか入れないとか、はっきり結論づけなくても、マルチスペースの設計の段階で可能な部分はあると思うので、どうでしょうかと思いました。

○根上委員長 ということで、機能の導入は視野に入れるというところに今後の導入可能性を示したということです。

○佐藤委員 もっといいものがあると思うのです。

○諏訪間委員 文言に関しては、マルチスペースで検討を今後もする感じが望ましいと思いました。

○根上委員長 文言はまだ修正できますので、この場では、趣旨としてはこういうこといいということでご了解いただければいいと思いますが、ほかはいかがでしょう。

○水津委員 これをどこにどうつけるのですか。

○根上委員長 未導入機能の一覧と一緒に導入しなかった理由も入れたいということですね。

○佐藤委員 資料6のところの前段の「現行文（一部修正）」と私は書いたのですが、3行目の「全体的な協議を行い総合的に判断した結果」というのは、私は切ってもいいと思うのです。これぐらいの全体の文言はあった上で、「個別の未導入の理由については以下のとおり」みたいな形で、ここにくっつけたらどう、この表の上にするのか下にす

るのか。多分、表の下だろうなというふうに思うのですが、そんな形で未導入機能の検討結果について、8行だけではなくて細かく書いて、その後ろ側か前側に、先ほどの「導入機能の現状」についても若干意見はあるのですけれども、「現状」よりは「旧福祉会館の状況」を書いたほうが本当はいいのではないかという気持ちもなくはないのですが、案で言うと18ページかな、18ページの施設写真挿入予定と書いてあるのを、入らなかったものと集約したものというふうな対比でここに入れるか。

○水津委員 ということは、(5)の集約化対象施設の現状の後に未導入となった施設の検討ということで本編に入れるということですよ。

○佐藤委員 入れるか、先ほど言ったみたいに本編の、私はどちらかというところ9番、35ページの前というか、34ページの後ろ、34ページと35ページの間に別項目を立てて、「未導入となった機能の検討」というふうに最後のほうに入れたほうがいいとは思っています。18ページのほうを未導入機能と一緒にして後ろに持っていったらどうかなと思います。

ただ、どうしても18ページにあったほうが流れがスムーズじゃないというのであれば、この後ろに未導入機能を入れると。

○根上委員長 どうでしょうか。未導入機能を整理した上で導入する機能の検討に入るほうがすっきりするのか。資料のような形で最後に、これも検討しましたよという形で入れるかというところ。

○諏訪間委員 また入れ方の話になったので、未導入機能について先に話したほうがいいと思います。

○永並委員 短時間でこれについて十分に議論はできないと私は思うのです。私たちもいろいろな経過がこれについてあるわけですから、それについて十分知っているわけでもないし、だから、余りばんとした資料の形ではなくて、本編のほうに入れるのではなくて、今載っています最後の資料のところをもう少し考えて、例えば全体的な協議を行って異論もあつたと、いろいろな意見がありましたということも入れて、その上で総合的に判断してこういうふうになりましたかという程度のことで今回はいいのではないかと思います。先ほど言ったことと違うのですが、そう思います。余りそこを詰め切れないのではないかと思います。

○根上委員長 もう余り時間ありませんが。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 今、未導入機能のお話に入っておりますので、資料3の公民館について、障がい福祉部からご説明だけさせていただきたいと思います。

○事務局（西村公民館長） 公民館長です。

それでは、資料3について簡単にご説明させていただきます。

本件は、29年10月31日に小金井市教育委員会において決定したものでございます。

ポイントとなる部分は、今後も教育委員会としては、システムとして社会教育・生涯学習を維持、発展させることが必要と考え、それから、公民館といった社会教育のための専

用施設にとどまらず、社会全体における学習機会の確保と拡大という視点が必要であると考えます。

また、ここでは、時代にふさわしい持続可能な生涯学習・社会教育システムの構築への取り組みとして、新福祉会館の中に公民館活動を含む学びの場を整えることを含め、社会教育施設以外での学習機会の拡大、確保に資する取り組みと位置づけております。

最後に、明記はしておりませんが、教育委員会での協議の際、新福祉会館には社会教育施設としての公民館本館機能を導入する視点を持たないことを確認しています。

以上、ご説明を終わりにします。

○根上委員長 この資料について質問はありますか。

○永並委員 そうしますと、議会の提案などもありましたけれども、公民館的な機能ですね。それは一体どうなっていくのか。市民の皆さんの要望は結構あると思うのですけれども、その辺は今後なくなっていくのか、それとも、どこか別の場所できちっとやっていくのだったということなのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○事務局（西田生涯学習部長） 時間も時間ですので、簡単に述べさせていただきますが、教育委員会としては、今回は公民館本館の機能をそのまま新福祉会館に持ってくるという視点を持っていないということで、ここは新しい社会教育・生涯学習のシステムをつくる上で、そういう社会施設、教育施設以外のところでそういった活動していくということをしていきたいということです。今言われたのは、多分、現状の公民館本館・分館の辺のところをどういうふうにしていくのかというお話でございますが、これにつきましては、これとは別に計画をつくって検討していきたいということでございますので、今回はそのようにさせていただきます。

○永並委員 そうしますと、現状で皆さんが欲しいと言っているものは、将来的にはつくるか、つukらないか知らないですけれども、現状では凍結みたいな感じになるわけですね。それでは皆さんは納得されないのではないのでしょうか。その件に関して、ここで私たちが要らないということを明記することは、私としてはできないと思うのです。

○事務局（西田生涯学習部長） 生涯学習部長です。

生涯学習活動と公民館などでやっている社会教育活動につきましては、新福祉会館におきましても、今までも説明してまいりましたとおり、こういうマルチスペースなどを使って可能だということでございますので、また、今、公民館の本館、旧福祉会館が閉鎖されたことによりまして本町分館のところに移っておりますけれども、そこで公民館の空白地区みたいな指摘もございしますが、そういうのも補完する意味で活動場所は一定確保できるのかなと思っております。

○根上委員長 そのようなご回答だということで、多分、十分納得されていないと思うのですが。

○諏訪間委員 未導入機能の説明としてこの資料もつけていただいて、教育委員会の方針を踏まえて委員会もそれを了承したという内容を書いたらどうかと思うのです。違う意見

の方ももちろんいらっしゃるので、それはもちろん先ほどの整理でどうなるかわからないですけれども、それは書いたほうが良いと思います。この資料をつけるということについては、どうでしょうか。

○根上委員長 この資料をつけるということについてはどうでしょうか。

○上原委員 つけてもいい気がしますが、そもそも公民館と未導入機能の多くは社会教育施設なので、教育委員会でその後の運営の仕方を決めていただければよいと思っています、少なくとも社会福祉施設をつくる上で、どれが必要でどれが不必要かみたいな議論をすること自体お門違いなのかなというところもあるので、基本的には余り触れなくてもいいのではないかと考えています。ただ、そういう声も大きいということなので、そういう声にこたえるためには教育委員会でいただいた資料をつけるというのは悪くはないかなど。

○水津委員 あくまでも今回の新福祉会館の中に公民館の機能は導入しないということを決めただけで、公民館を今後どうするかというのはまた別途の話だと思うので、そういうふうに書かれれば良いと思います。

○根上委員長 いずれにしろ、この未導入の機能とした理由は、パブリックコメントのときに入れたほうが良いというご意見が多かったように思うのですが、いかがでしょうか。

○永並委員 事務局に質問ですけれども、(4)の「福祉共同作業所は、既に代替地での活動が始まっており」と書かれていますが、そうではないのですね。

○永並委員 あれは代替地ではないですね。借り入れなのです。

○事務局(自立生活支援課長) 福祉共同作業所につきましては、資料6で言うところで、(仮称)新福祉会館建設計画(案)のほうで導入が決まって、導入を予定していました。この中に入るということを前提として、旧福祉会館から現在東小金井駅の東側の高架下に暫定施設として仮移転して運営しているところでございます。

今後につきましては、共同作業所のあり方というところで、共同作業所の保護者の方、それから、委託している事業でございますから、委託先の事業運営法人とは自立生活支援課職員のほうで共同作業所の運営内容等を含めてあり方について検討を開始しているというところでございます。きょう、資料6の修正案のほうでいただいた「代替地での活動が始まっており」というところから、まず代替地という位置づけではないということで広報させていただきます。

○諏訪間委員 同じ福祉共同作業所の件ですけれども、この計画案の中で、やはり障がい者と高齢者の生きがいを見つける場という面が希薄かなという気がしています。そういう意味で、ここの福祉共同作業所が入っていたのがなくなったということで、その機能がともとも福祉会館にあったということの意味は大きかったと思うのです。障がい者と健常者が日常的に触れ合える場、また、障がい者が仕事を通して生きがいを見つけられる場という形になっていたと思うので、障がい者と日常的に接することで、ある意味、健常者の意識啓発にもなっていたと思います。それで、こういった場を新しい施設で時代に合った形

で実現するために、旧福祉会館で行われていたような障がい者の方による掃除の業務などを障がい者がまた新施設で行うことを前向きに考えるということを書けたらいいのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

それから、シルバー人材センターについても同じで、実際には新福祉会館でシルバー人材の方が清掃とか窓口業務とかをする可能性はとて高いと思うのです。それをここに記述として書き入れたらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤委員 案を出しておいて申しわけないのですが、先ほど永並委員がおっしゃったように、ここまで細かく書いてしまうと、きちっと検討したわけではないので、総合的に判断した結果の前に1行か2行分、ここからピックアップしたような文言を入れて、何とか何とかと総合的に判断した結果というぐらいな感じでまとめていただけてつけるというような感じで、福祉共同作業所の清掃を云々かんぬんという話はもう運用上の問題で、そこまで細かく書くにはさらにこれより細かい話なので、その後の話ですので、そういうところまでは書かないほうがいいのではないかと思います。

○水津委員 私も、なるべくシンプルにして、未導入はこれだけですよということで、検討した部分はこれだけですよということでパブコメをかけることによってご意見が上がってくると思うので、それをまた検討するということが最終的にはこういうふうになると思います。

○根上委員長 わかりました。

そのような意見が出たところで、そろそろ閉めなければいけないと思います。

きょういただいた意見は修正をして、何らかの形で委員の方にはパブリックコメントの前に1回は必ずしたいと思います。

〔事務局と委員長日程調整〕

○金子委員 全然関係ない話ですが、未導入のものについては、本当に先ほど来皆さんが言っているように、いろいろなことを抱えているのです。ここで大体流れが決まっていますけれども、幾つかの理由を書いて、公民館のようなものについて未導入の方向で検討しているということでもいいかと思います。

○諏訪間委員 何でこういう意見を言うかということ、福祉共同作業所に訪問して話を聞いたのですけれども、実際に掃除の業務をやっていたことが障がい者の方々にとってすごく生きがいになっていて、それだけでもできないでしょうかと実際にその所長さんに言われたのです。そのこともあるし、障がいをお持ちのお子さんのお母さんからも、新しい新福祉会館の計画では障がい者が中心地から排除されてしまうのかというような意見を聞いたことがあるので、やはり、障がい者と健常者が自然に触れ合える場としての福祉会館という機能は残したいという気持ちがあります。

だから、ここに未導入の機能として書かなくてもいいのですけれども、どこかに入れら

ればという意見です。

○永並委員 それにつけ加えてですけれども、私も同意見です。

あその作業所は、20年以上その仕事をずっとやっているのです。彼らはすごくそれに自信を持ってやっているし、普通の清掃作業員と比べて全く遜色なくやっています。だから、そういう福祉的な就労の場所として確保したので、今後、それは新しいところでもぜひ続けていってほしいなというふうに思っています。

そういう場で実際に彼らが働いているのを、そこに来る若いお母さんとか子どもたちに実際に見てほしいし、触れ合ってほしいのです。やはりそれがないと、障がい者の問題というのはいまだに停滞していて、ノーマライゼーションとかいろいろ言っているけれども、日本の中では変わってっていないと私は思っています。ぜひ、そういう形で、清掃作業については形態を含めて運営の中で生かしていってほしいと思います。

○根上委員長 ありがとうございます。

今、事務局と相談したのですが、パブリックコメントは、後ろの予定もあるということで、できるだけスケジュールどおり進めたいと思います。

きょう出たご意見については修正させていただいて、私と金子副委員長で確認をして、パブリックコメント案の最終案をまとめるということで、修正についてはご一任いただきたいと思います。そして、パブリックコメントをかけた後でまた議論する、必要であれば1回だけではなくて、1回ぐらいの追加は1月に検討したいということで、終わってからの検討で再度修正したいというふうにさせていただきますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○根上委員長 パブリックコメント案については、委員長、副委員長に一任ということで、パブリックコメントの内容について、委員の方からもどんどん意見を出せるわけですから、異論のある方はそこでご意見を出していただければと思います。

○諏訪間委員 最後にもう一つだけ、言えなかったことがあるので。

今後、そういうふうに運営のほうで決めていくべきことがあると思うのですけれども、運営計画を策定する際に、行政だけではなくて、市民参加も含めたこういった委員会なりを設けて決めていくということを入れてほしいという意見です。記述例については、私の意見シートに書いてありますので、入れられるかどうか検討してください。

○根上委員長 わかりました。

この委員会からの要望として何らかの形でそういう今後の運営についての留意点みたいなことをまとめて、最終的に資料でお渡しするなり何か考えたいと思いますので、ぜひそれについてもご意見をいただければと思います。

4. その他

(1) 次回の開催日程について

○根上委員長 それでは、事務局から何かありますか。

○事務局 資料の4番に、市民説明会及びパブリックコメントの実施ということで、その概要を説明してございますので、ご覧いただければと思います。

パブリックコメントは11月中に修正が整い次第やらせていただきたいと思いますと思っておりまして、12月20日まででパブリックコメントを実施したいと思います。募集対象、応募方法等は書いてございますのでご覧いただきたいと思います。

市民説明会ですが、保健福祉総合計画、今またそういったものをやっておりますが、それと合同で行いたいと考えておりまして、第1回が11月25日の土曜日、10時から1時まで、場所が商工会館2階会議室、第2回が29年11月28日、火曜日、夜の6時から午後の9時まで、場所が第二庁舎8階801会議室ということでとり行いたいと考えてございます。

広報につきましては、市報の12月1日号に記事を掲載予定でございますので、ご参照いただければと思います。

次回ですが、12月にパブリックコメントが終わった後、12月末に一度お願いしたいとは思っているのですけれども、任期の延長をできるということでしたので、その辺についても、またご相談をさせていただいて、1月に2回やるのか、12月に1回、1月に1回という形なるのか、また検討させていただきたいと思います。

以上です。

○根上委員長 パブリックコメントの時期や取りまとめの時期もかなり押せ押せですので、少しずれこむ可能性も視野に入れておいたほうが良いと思います。委員の皆様方には、ぎりぎりでのいろいろなお願いをして恐縮ですけれども、委員の任期延長のことも含めてご連絡が行きますので、ぜひコメントをいただきたいと思います。

5. 閉 会

○根上委員長 きょうは、大変長時間にわたり熱心なご議論をありがとうございました。

これで、第5回市民検討委員会を終了させていただきます。

以 上